

# 埼玉県震災復興グランドデザイン検討委員会設置要綱

## (趣 旨)

第1条 首都直下地震の発災において、「復興基本計画」の策定作業を速やかに進めるため、平常時から都市復興の基本方針を示す「埼玉県震災都市復興の手引き（埼玉県震災復興グランドデザイン）」（以下「手引き」という。）を準備しておく必要がある。そこで、手引きの策定や社会情勢等を踏まえた改訂にあたり、都市計画等の学識経験者および埼玉県（以下「県」という。）からなる「埼玉県震災復興グランドデザイン検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 大規模震災における埼玉県の都市復興方針等について専門的見地からの意見を述べること。

2 その他、手引きに関し必要と認める事項について意見を述べること。

## (構成員)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員のうち、学識経験者で委員となる者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員のうち、行政分野の者でその職をもって委員となる者は、代理人を立てることができる。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会 議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、原則として非公開とする。

3 検討委員会は、会議終了後、議事概要を公表するものとする。

4 委員は、会議によることなく、第2条に掲げる意見を述べることができる。

## (庶 務)

第6条 検討委員会の庶務は、県都市整備政策課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。（第1条、第3条、第5条及び別表（第3条関係）の改正）
- 3 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。（別表（第3条関係）の改正）
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。（第6条、別表（第3条関係）の改正）

別表（第3条関係）

区分		構成員
委員	学識委員	
	行政委員	
	事務局	都市整備部 都市整備政策課

※ オブザーバー : さいたま市